

伊丹市美術品取得基金の設置および管理に関する条例を
廃止する条例の制定について

伊丹市美術品取得基金の設置および管理に関する条例を廃止する
条例を別記のとおり制定する。

平成26年2月20日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

伊丹市美術品取得基金を廃止するため。

伊丹市美術品取得基金の設置および管理に関する条例を
廃止する条例（平成26年伊丹市条例第 号）

伊丹市美術品取得基金の設置および管理に関する条例（昭和60
年伊丹市条例第2号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成26年3月31日から施行する。